

国語問題研究協議会と 文化審議会国語分科会における審議事項

令和6年度国語問題研究協議会

令和6(2024)年8月23日(金)

文化庁国語課 武田康宏

0

「国語問題」??

国語国字問題

一国の言語・文字の整理・改善に関する問題。わが国では、漢字制限・字体整理や送り仮名、仮名遣いの改革などがあり、ローマ字問題も含む。国語問題。

(「大辞林 第4版(三省堂)」)

1

日本語の表記

- 漢字仮名交じり文を基本
 - 漢字の使用範囲・音訓・字体、仮名遣い、送り仮名の付け方が課題となる。
- 外来語を取り込みやすい
 - 外来語の書き表し方が課題となる。

➡ 目安・よりどこを政策的に定め実施

＝ 国語施策 (ゆるやかな基準) (≡ 学校教育)

国語施策 …「国語の改善及びその普及」

文部科学省設置法

第4条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

83 国語の改善及びその普及に関すること。

文化審議会令

第5条 国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議

大臣諮問
課題等



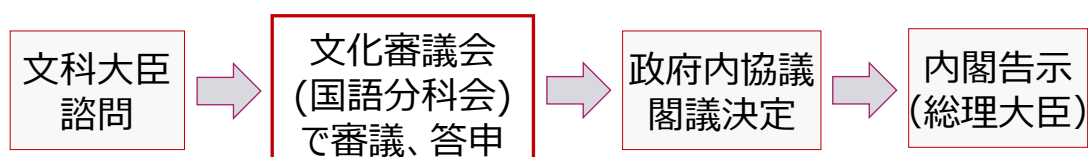
文化審議会国語分科会で検討

(事務局 文化庁国語課)

【現在の施策の例】 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）

現代の国語を書き表す場合の 漢字使用の目安

日本語の書き言葉によるコミュニケーションを円滑にするために共有する漢字集合。2,136字とその音訓、字体を示す。（＝小・中・高で身に付ける漢字の範囲）



4

「国語問題研究協議会」の沿革①

昭和25年「国語教育研究協議会」として開始。以降、毎年開催。

- 戦後すぐ、新たに定められた日本語の表記の考え方を、学校教育を通じて国全体に普及していくことを目的として開始。それ以前は、特に使用範囲に制限のないまあいわれる旧字体の漢字を、また、歴史的仮名遣いを使用。

昭和21.11 当用漢字表、現代かなづかい

昭和23. 4 当用漢字音訓表、当用漢字別表

昭和24. 2 当用漢字字体表

昭和29.12 ローマ字のつづり方

5

「国語問題研究協議会」の沿革②

昭和43年 文化庁の設置に合わせて、「**国語問題**研究協議会」と改称。

- かつての国語審議会、現在の文化審議会国語分科会が示した最新の成果物の普及や国語に関するこれからの課題を検討する場として開催。表記以外についても広く協議。以下は近年の成果。

- 平成16.2 これからの時代に求められる国語力について（答申）
- 19.2 敬語の指針（答申）
- 22.11 常用漢字表（内閣告示）
- 28.2 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）
- 30.3 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
- 令和 4.1 公用文作成の考え方（建議・内閣官房長官通知）

国語国字問題と国語施策

学制百年史（昭和56年 文部省）

「明治維新を一つの新たな刺激として一転機を画したわが国の近代化現象の一翼に、欧米文物の吸収による近代市民社会的な進歩改良主義と国民意識の統一、国民文化の高揚による国力伸張主義が登場してきたのである。これが外に向かっては、わが国が諸外国と伍して対等に交際していく上において、日本語は外国語に比べて見劣りするのではないかという反省があり、国語についての近代社会的・文化的意義を改めてせんさくする必要が生まれたのである。また、内に向かっては、国民的教養の大衆化のための国語の統一と学習の平易化を図る必要から、国語・国字改良の機運が生まれてきたのである。（中略）政府としても国語政策に介入しないではいられなくなり、その最初が明治三十三年の国語調査委員の委嘱であった。」

ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）

第 1 表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

ま え が き

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわかに改めがたい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

そ え が き

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべてnと書く。
- 2 はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に、を
入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に^をつけて表わす。なお、大文字の場合は、母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大
文字で書いてもよい。

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
kwa			
gwa			
			wo

ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）

第 1 表 [() は重出を示す。]

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

第 2 表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
kwa			
gwa			
			wo

いわゆる
ヘボン式

いわゆる
日本式

いわゆる訓令式

これからの時代におけるローマ字使用の在り方について (令和6年5月14日 文部科学大臣諮問)

ローマ字による表記は、平仮名、片仮名、漢字による表記とともに、国語の中で欠かせない位置を占めてきました。国語施策としては、昭和29年に「ローマ字のつづり方」が内閣告示として実施され、社会生活や学校教育のよりどころとされています。

その実施から70年ほどを経た今、内閣告示が現在の社会の実態を十分に反映しているかどうか検証し、時代に応じた整理に向けて具体的に検討すべき段階にあると考えられます。

これからの時代におけるローマ字使用の在り方について (令和6年5月14日 文部科学大臣諮問)

内閣告示の時点においては、国民がローマ字を用いて国語の文や文章をつづることを想定していました。しかし、現在のローマ字は、地名や駅名、店名などを示したり、海外に向けて人名や社名を伝えたりなど、多くの場合固有名詞を中心とした単語の表示に使われています。その主な使用目的は、日本語を母語としない人たちへの配慮や、国際社会への情報伝達のためであるとも言えるでしょう。

これからの時代におけるローマ字使用の在り方について (令和6年5月14日 文部科学大臣諮問)

主な検討課題

- 1 将来に向けてローマ字つづりを安定させること
- 2 国語を表記する上で十分な機能を果たせるローマ字つづり
とすること
- 3 各分野で定着してきたローマ字表記の慣用を整理すること